

2023年度も引き続き研究集会と研究会を定期的に開くことが望まれる。

2) 中国人研究者との学術交流

コロナの鎮静化に伴って、旧来のようなフォーラムやシンポジウムの開催を再開する。手始めとして、8月末に日中フォーラムを開催する。

3) 機関誌の発行について

昨年同様に年刊の学術機関誌を発行する。

4) 事務局活動の活性化

会報作成、通知の発送等を担える新たな人材が望まれる。

5) 社会主義理論学会ホームページ

なお一層内容を充実させるよう努める。

6) 日本学術会議協力学術研究団体への登録

学会の更なる発展を求め、申請条件を整えることを目指す。

7) 会員の拡充

新たな会員の獲得に努める。

2023年度社会主義理論学会委員

瀬戸宏（摂南大学名誉教授、中国現代文学演劇：共同代表）、西川伸一（明治大学、政治学：共同代表）、大西広（慶應義塾大学名誉教授、経済学）、斎藤日出治（大阪産業大学名誉教授、経済学）、佐藤和之（佼成学園、経済学）、田上孝一（立正大学、哲学：事務局長）、平岡厚（元杏林大学、生化学）、村岡到（NPO法人日本針路研究所理事長）

会計監査：平松民平（ジャーナリスト）

社会主義理論学会第34回研究集会 報告

2023年4月30日に社会主義理論学会第34回研究集会がZoomによるオンラインにて開催された。「政党の組織運営を考える」の共通テーマの下、西川伸一会員が「自由民主党の組織運営」、瀬戸宏会員が「日本社会党系政党の組織運営」と題して発表した。両会員から要旨が届いているので、以下に掲載する。

自由民主党の組織運営—党則を中心にみる—

西川伸一

はじめに

自由民主党（以下、自民党）は党組織を分権的に運営している。すなわち、執行機関と議決機関が明確に分けられている。さらに、参議院自民党が一定の自立性を保障され、党内党ともいべき存在になっている。言い換えれば、自民党は執行部の意思が上意下達式に貫徹される党ではない。この点を党則に従って検討していく。

1 執行機関

① 総裁

党則 4 条 2 項：総裁は、党の最高責任者であって、党を代表し、党務を総理する。

党則 6 条：総裁は、別に定める総裁公選規程により公選する。

総裁公選規程 1 条：本党の総裁は、本規程の定めるところに従い、党所属国会議員、党員、自由国民会議会員及び国民政治協会会員の投票によって公選する。

総裁は投票による公選（「総裁選挙」）によって選ばれる。有権者は党員に加えて、自民党の党友組織である自由国民会議と自民党の政治資金団体である国民政治協会の会員からなる。「党所属議員」はもちろん全員自民党員である。一方、党員の資格要件は次のとおり定められている。

党則 3 条：本党は、本党の目的に賛同する日本国民で、党則の定めるところにより忠実に義務を履行するとともに、国民大衆の奉仕者として積極的に党活動に参加するものを持って党員とする。

つまり、党員になるにあたって国籍条項はあるものの年齢要件はない。0歳児の党員も党則上は存在しうる。そこで総裁選挙の有権者は「二十歳以上の日本国籍を有する者」に限定している（総裁公選規程 6 条）。すでに選挙権年齢は 18 歳に引き下げられている。「二十歳以上」は時代に遅れである。

裏腹に時代に即応してきたのが、総裁の任期である。それまで 1 期 3 年 2 期までだったところ、福田赳氏総裁時代に 1 期 2 年 2 期までに変更された。「三角大福」の領袖が覇を競った時代だったので、彼らを順次総裁に就かせて党内の安定を図ろうとした。ところが、中曾根康弘総裁が 1986 年の衆参同日選で自民党を大勝に導くと、「ごほうび」に中曾根を続投させようとの党内世論が形成されていく。その結果、2 年の任期を最大 1 年延長できるように党則が改正された。続いて 2002 年には小泉純一郎総裁人気にあやかって、1 期 3 年 2 期までと変えられた。ついに 2017 年 3 月の自民党大会において、国政選挙で負けなしの安倍晋三総裁を長期在任させるため、1 期 3 年 3 期までとする党則改正が決定された（党則 10 条 4 項）。

要するに、総裁任期は融通無限に機会主義的に変えられてきた。いまの総裁を担ぎ続けたほうが党にメリットが大きければ、平気でルールを変えてしまうのだ。これが何でも飲み込む自民党の真骨頂である。

② 幹事長

党則 7 条 1 項：本党に、幹事長一名（略）を置く。

党則 8 条：幹事長は、総裁を補佐し、党務を執行する。

党則 9 条：幹事長は、総務会の承認を受けて、総裁が決定する。

党則 11 条 1 項：幹事長の管掌のもとに、次の各局を置く。

一 人事局 / 二 経理局 / 三 情報調査局 / 四 国際局

党則 11 条 3 項：局長及び次長は、総務会の承認を受けて、幹事長が決定する。

自民党総裁はほとんど首相であるので党務に携わる余裕はない。なので党則 8 条を根拠に、幹事長が党の事実上のトップとして党務の采配をふるう。とはいえたが、総裁が意中の議員を専横的に幹事長に据えることはできない（9 条）。幹事長も自分の部下である局長などを独断によって決められない（11 条 3 項）。

また、幹事長が党の執行機関をすべて握るしくみにはなっていない。11 条 1 項に掲げられた局以外に、党内には組織運動本部の下に 6 つの局が、広報本部の下に 4 つの局が置かれている。それぞれ組織運動本部長と広報本部長がこれらの局を「指揮し、かつ管掌する」（党則 16 条 3 項、20 条 3 項）。両本部長は幹事長と同様に総裁の「部下」に位置づけられる。幹事長に両本部長を指揮する権限はない。ここにも自民党の組織運営の多元性を認めることができよう。

③ 役員会

党則 25 条 1 項：党の各機関の総合調整及び党の総合戦略の策定を行い、並びに党務の執行に関する重要事項を決定するため、役員会を置く。

党則 25 条 2 項：役員会は、総裁、副総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長、選挙対策委員長、参議院議員総会長及び参議院幹事長をもって構成し（以下略）

党則 25 条 3 項：総裁は、役員会を招集し、議長としてその運営に当たる。

党則 25 条 4 項：幹事長は、総裁の旨を受けて、その職務を代行することができる。

総裁のスタッフ機関として役員会が置かれている。上述の幹事長の職務は「党務を執行する」ことであった。役員会はこの「党務の執行に関する重要事項を決定する」。幹事長はこの決定に従うことになる。役員会は毎週月曜日に開催される。ただ、議長役の総裁は首相として多忙なので出席できず、幹事長が代行することがままある。以下の表に示した自民党執行部の一部がその構成メンバーとなる。

▶自民党執行部リスト

	ポスト名	現職者	役員会メンバー
1	総裁	岸田文雄	○
2	副総裁	麻生太郎	○
3	幹事長	茂木敏光	○
4	総務会長	遠藤利明	○
5	政務調査会長	萩生田光一	○
6	選挙対策委員長	森山裕	○
7	組織運動本部長	小渕優子	—
8	広報本部長	石田真敏	—
9	国会対策委員長	高木 毅	—
10	幹事長代行	梶山弘志	—
11	参議院議員総会長	関口昌一	○
12	参議院幹事長	世耕弘成	○
13	参議院政策審議会長	松山政司	—

これら 13 ポストに就いている者が自民党執行部を構成する。ただし、彼ら全員が出席して開かれる執行部会というような会議体は存在しない。

2 議決機関

① 党大会

党則 27 条：党大会は、党の最高機関とし（以下略）

党則 28 条：党大会は、毎年一回、総務会の議を経て、総裁が招集する。

党大会が年に 1 回開催されるが、この招集も総裁の専権事項とはされず「総務会の議」によりオーソライズされる必要がある。もちろん、年に 1 回では機動的な対応はできないので別の機関が党大会を代行することになる。

② 両院議員総会

党則 33 条：両院議員総会は、党の運営及び国会活動に関する特に重要な事項を審議決定するものとし、特に緊急を要する事項に関しては、両院議員総会の決定をもって党大会の議決に代えることができる。

党則 6 条 2 項：総裁が任期途中に欠けた場合には、原則として、前項の規定により後任の総裁を公選する。ただし、特に緊急を要するときは、党大会に代わる両院議員総会においてその後任を選任することができる。

「特に緊急を要する事項」としては、任期途中で総裁が辞任した（職務遂行が不可能になった）際に、新たな総裁を選出することが挙げられる。たとえば、2021 年 9 月 14 日には、病気による辞任を表明した安倍総裁に代わって、菅義偉新総裁が党大会に代わる両院議員総会で選ばれた。これらの場合新総裁の任期は前総裁の残任期間となる。

③ 総務会

党則 37 条：総務会は、二十五名の総務をもって構成する。

党則 38 条：総務会は、党の運営及び国会活動に関する重要事項を審議決定する。

党則 40 条 5 項：総務会長及び副会長は、総務会において互選する。

両院議員総会も頻回に開くことは現実的に不可能である。自民党所属の国会議員は 2023 年 4 月 26 日時点で衆参あわせて 383 人もいる。ゆえに党の常設の意思決定機関として総務会が置かれている。両院議員総会が「特に重要な事項」だったのに対して、総務会は「重要な事項を審議決定する」。定例の総務会は毎週火曜日と金曜日の 11 時から開催される。総務会での決定が機関決定となり、国会での議決における党議拘束の根拠となる。一方、臨時の総務会は党役員人事の際に開かれる。というのも、党幹部は公選される総裁と総務会で互選される総務会長を除いて、「総務会の承認を受けて、総裁〔あるいは〕幹事長が決定する」と党則に規定されているからである。「総務会の承認」がなければ党役員人事は進まない。

3 参議院自民党

党則 57 条：衆議院議員総会は、党所属の衆議院議員をもって構成し、衆議院における党の国会活動に関する事項を審議する。

党則 60 条：参議院議員総会は、党所属の参議院議員をもって構成し、両院制度の本旨にかんがみ、参議院における党の国会活動に関する事項を審議決定する。

党則 61 条 1 項：参議院議員総会に、会長一名及び副会長五名以内を置く。

党則 63 条：参議院内における党の国会活動の遂行のため、参議院幹事長、参議院政策審議会長、参議院国会対策委員長その他、必要な役員を置く。

衆議院議員総会と参議院議員総会とで、それを定めた党則の条文が異なっている。参議院議員総会についての条文にのみ「両院制度の本旨にかんがみ、」と「決定」がある。参議院議員総会には「決定」する権限があるので。これが参議院自民党の「国会活動」における独自性を担保している。63 条に示された各ポストにある議員が参議院自民党独自の「国会活動の遂行」に当たっている。参議院自民党独自の HP も開設している。

自民党的参議院議員は党内のマイノリティである。彼らは事実上首相になることはないし、その大臣ポストも「参議院枠」として数えられ限られている。一定の「自治」を彼らに認めることで、不公平感を緩和させる意図があるのでだろう。

おわりに

自民党的組織運営が分権的であることを党則に依拠して明らかにしてきた。議決機関としての総務会が総裁・幹事長以下の執行機関の専横を許さない「拒否点（veto point）」になっている。参議院自民党は衆議院議員中心の党運営を牽制する「拒否点」といえよう。党則に明記されていない慣例も党の組織運営の「多元性」を支えている。たとえば「会議参加の自由」が指摘できる。上述の総務会には総務以外の自民党国會議員も陪席できるし発言できる。また「一事不再理」ではなく「一事再々理」という現象もみられる。一度決めたことも數を頼めば覆えされることがある。これらが自民党的「当選のためならなんでもあり」の包容力を生み出している。

政党の組織運営を考える－日本社会党系政党の組織運営

瀬戸宏

1. 日本社会党系政党と日本共産党系政党との相違

日本社会党・・大会が中央執行委員会委員、副委員長、書記長を選出。中央執行委員長は 1977 年までは大会で、それ以降は全党員投票で選出。中央執行委員会構成員は大会の構成員ではあるが議決権はない。中央委員会という名称の組織はあるが、大会と大会の中間議決機関で地方組織が中央委員を選出。中央執行委員と中央委員の兼任もできない。このほか統制組織(統制委員会、規律委員会)も中央執行委員会から独立。地方組織も同様。執行機関と議決機関の分離。統制機関も独立。

日本共産党・・大会が中央委員会を選出。中央委員会が幹部会委員、同副委員長、同委員長、書記局長を選出し、幹部会が常任幹部会委員を選出する。執行機関と議決機関の一一致。

2. 日本社会党、社会民主党、新社会党の党員規定

日本社会党党員の特徴

大隅保光「社会党はなぜ解体を余儀なくされたか」三、党員は党に何を求めていたか